

## 1 体制整備の現状と課題

出水市職員倫理条例では、「職員は、適法かつ公正な職務の遂行を損なう行為(以下「不当行為」という。)を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。」となっている。

また、出水市不当要求行為等の防止に関する規程では、「職員は、所管する業務に関係して不当要求行為等が発生した場合は、直ちに不当要求行為発生報告書により所属長を通じて委員長（副市長）に報告しなければならない。」となっている。記録化と報告する制度が構築されていたが、その機能は形骸化しており、特に公職にある市議会議員からの不当要求行為等に対しては、管理職自らが被害者であったにもかかわらず、まったく機能していなかったと言わざるを得ない。本来、職員の模範となるべき管理職が毅然とした対応ができない中、組織的な対応など望めるものではない。

今回、顕在化した事案以外にも、表面に出てこない不当要求も相当存在していることが窺われ、市の長年にわたる対応が、上層部に対する職員の不信任感、失望感を募らせ、報告したところで何も変わらないといった諦めや閉塞感を組織全体に蔓延させていることが懸念される。

その原因として、公職にある議員の権限又は地位による影響力から、要求を断ることによる他の業務への支障や、ある種の報復への畏怖などがあるものと推察され、議員に対する過度な配慮が一連の事案を引き起こした一因と考えられる。不当要求に屈することは、公正公平な職務の遂行に支障を来すだけでなく、公務に対する市民の信頼を裏切るものである。

また、一部の職員の中には、議員の要求に対し迎合するような発言が見られるが、このことが市民及び他の職員に与える影響の重大性について、自覚する必要がある。

職員は市民全体の奉仕者であることを再認識し、全庁的な意識改革のもと、真の意味での組織的な対応を図るべきである。特に職員の管理監督の立場にある幹部職員においては、その責任と果たすべき役割は大きい。今回の件を

含め組織対応の現状を重く受け止め、自らの意識改革を強く進めていくことが望まれる。

なお、市当局から示された具体的な方策（案）は以下のとおりであるが、それに対する委員からの意見を参考に実効性のある改革に取り組んでいただきたい。

## 2 市当局から示された具体的な方策（案）

### ア 組織的に対処する仕組みの再整備

- (ア) 記録化の徹底
- (イ) 報告系統の複数化
- (ウ) 情報の共有化
- (エ) 不当行為の審査を行う第三者機関及び庁内組織の拡充
- (オ) 弁護士等による相談体制の強化
- (カ) 不当行為の公表
- (キ) コンプライアンス専門部署の設置又は専門職員の育成
- (ク) 対応マニュアルの見直し

### イ 管理職を含めた全庁的な職員の意識改革

- (ア) 対応マニュアル等の職員説明会の開催
- (イ) 警察や弁護士等、専門家による実践的な研修会の実施
- (ウ) 首長や最上級管理職によるトップメッセージの発信

## 3 委員からの主な意見等

- ・ 不当行為の公表に当たっては、個人情報等に配慮する必要がある。
- ・ 弁護士への相談体制の整備に当たっては、常駐体制が困難な場合は、複数の弁護士による当番制も考えられる。
- ・ 弁護士などの専門家による支援も大事だが、まずは専門職員の育成が対応としては早いのではないか。
- ・ 不当要求への対応は、自治体に限らず企業を含め基本的なものがある。ノウハウを持っている暴力追放運動推進センターや県警などへの相談や指導を仰ぐ方法もある。
- ・ 平成27年頃からの事案もあった。組織的に対応せず見逃してきた感があ

る。ただ改革案を文書化すればいいというものではなく、もっと真剣に受け止めてほしい。

- もともと不当要求行為等対応マニュアルが整備されていた。制度としてあるものが機能していない現実があり、新たな体制づくりと言うよりも、まずはそこを機能させることが出発点である。
- 他の部署から独立したコンプライアンスの専門部署の設置が重要である。専門職員の育成もできるし、必要に応じて弁護士への相談もできる。また、不当行為が発生した場合の報告系統については、まずはコンプライアンス専門部署に報告し、次に専門部署から職員の直属の上司に報告した方が、上司の裁量により報告が届かないリスクも減り、情報を一元化することで全体を把握することができる。
- 出水市議会政治倫理条例において、議員が遵守すべき政治倫理基準が定められていることから、議会そのものも姿勢を正してもらわないといかんといいことを強く感じる。